





骨髄等移植ドナー支援事業

血液の病気により、日本骨髄バンクを通じて骨髄や末梢血幹細胞の移植を必要としている方は、少なくとも年間2,000人程います。一人でも多くの患者さんを救うには一人でも多くのドナー登録が必要です。

そこで塩尻市では令和元年10月より、ドナー登録者を増やし、骨髄等の適切な提供を推進するためドナー及びドナーが勤務する事業所に対し、助成金を交付します。



対象	骨髄等の提供を完了した日に塩尻市内に住民登録があるドナー
	<p>上記ドナーが勤務している国内の事業所</p> <p>* 国・地方公共団体・独立行政法人・地方独立行政法人・ドナーが個人事業主の事業所は対象外です</p> <p>* ドナーが複数の事業所に勤務している場合は、1日につき1事業所が対象となります</p>
助成金交付額	<p>ドナー </p> <p>骨髄等提供のために必要な通院等*の日数1日につき2万円（上限10日）</p> <p>事業所 </p> <p>ドナーが通院等に要した日数のうち、休暇を取得した日1日につき1万円（上限10日）</p> <p>*「骨髄等提供のために必要な通院等」とは次の内容になります （提供による健康被害のための通院及び入院は対象外です）</p> <p>①健康診断のための通院 ②自己血貯血のための通院及び入院 ③骨髄等の採取のための入院 ④その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等</p>
申請期限	<p>骨髄等の提供を完了した日から1年</p> <p>（但し、対象となるのは提供完了日が平成31年4月1日以降の申請となります）</p>
申請方法	<p>以下の書類を塩尻市健康づくり課窓口へ提出してください</p> <p>ドナー </p> <p>① 塩尻市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）* ② 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類 ③ 健康保険証の写し ④ その他市長が必要と認める書類</p> <p>事業所 </p> <p>① 塩尻市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（事業所用）* ② 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し ③ ドナーとの雇用関係が証明できる書類 ④ ドナーが骨髄等提供のために休暇を取得した日が確認できる書類 ⑤ その他市長が必要と認める書類</p> <p>* 申請書兼請求書は、市ホームページもしくは健康づくり課窓口にあります</p>

ご不明点、事業の詳細は下記までお問い合わせください